



- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第1606号中訂正\(森づくり課\)](#)

## 規 則

埼玉県奥武蔵あじさい館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県奥武蔵あじさい館管理規則を廃止する規則

埼玉県奥武蔵あじさい館管理規則（平成八年埼玉県規則第二十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第六百六十四号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百六十五号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千六百六十六号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第六百六十七号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百六十八号

所沢市から所沢都市計画特別緑地保全地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
金杉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任			
職名	氏名	住所	
理事	田中清	埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉二千二百四十八番地	
同	齊藤操	同 同 魚沼三百七十四番地	
同	小林茂	同 同 金杉千七百二十五番地二	
同	柴田光善	同 同 魚沼千六百七番地一	
同	吉田美代子	春日部市東中野百九十五番地	
同	鈴木博	北葛飾郡松伏町大字大川戸千七百十三番地	
監事	青崎常二	同 同 築比地二千百五十五番地	
同	今井一忠	同 同 六百三十四番地	
同	山崎正義	同 同 七百四十七番地	
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	松本清	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地千四百五十八番地	
同	金子一夫	同 同 魚沼二千六十八番地	
同	岡田岩太郎	同 同 金杉千二百四十九番地一	
同	岡田敏男	同 同 築比地千四百二十六番地	
同	鈴木忠	同 同 二千百五十二番地	
同	岩崎春男	同 同 魚沼五百八十一番地	
同	舛田直市	同 同 大川戸千七百二十五番地	
同	小林茂	同 同 金杉千七百二十五番地二	
監事	栗原喜一	春日部市東中野七百二十六番地	
同	田中清	北葛飾郡松伏町大字金杉二千二百四十八番地	
同	青崎常二	同 同 築比地二千百五十五番地	
同	高橋二郎	同 同 魚沼千六百二十九番地一	

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百七十号

平成二十四年埼玉県告示第千二百三十二号で公示した公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量）は、平成二十四年十月三十一日終了した旨測量計画機関の長である北葛飾郡松伏町長会田重雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百七十一号

平成二十四年埼玉県告示第千二百七十号で公示した公共測量（一・二級基準点測量）（座標補正に伴う点検測量）は、平成二十四年十月三十一日終了した旨測量計画機関の長である深谷市長小島進から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千六百七十二号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十八号で公示した公共測量（毛呂山町都市計画基本図更新）は、平成二十四年十月三十一日終了した旨測量計画機関の長である入間郡毛呂山町長井上健次から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百七十二号

測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

大里郡寄居町

二 作業種類

公共測量（三級基準点の復旧）

三 作業地域

大里郡寄居町桜沢

四 作業期間

平成二十四年十月二十四日から平成二十四年十一月三十日まで

# 告示

埼玉県告示第六百七十四号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 撮影縮尺一万分の一）

三 作業地域

三郷市全域（三〇・一六平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十四年九月六日から平成二十五年三月十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百七十五号

測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市ニブロック

四 作業期間

平成二十四年十一月十五日から平成二十五年三月十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百七十六号

測量計画機関の長である南埼玉郡宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

南埼玉郡宮代町全域（一五・九五平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十四年六月四日から平成二十五年三月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第五百七号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

東松山市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和四十六年三月二日から

平成三十年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

### ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号の事業地に、大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巣、字丸山、字入

山、字上谷及び字中前谷の各一部並びに大字下唐子字坂東の一部を加える。

## 八 分流雨水

### (1) 収用の部分

変更なし

### (2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号の事業地に、大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巣、字丸山、字入山、字上谷及び字中前谷の各一部並びに大字下唐子字坂東の一部を加える。

# 告 示

埼玉県告示第六百七十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四十五条第二項の規定により、  
桶川市坂田東特定土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

# 告 示

埼玉県告示第六百七十九号

草加市から草加都市計画新田駅東口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県狭山市大字上奥富百六番地一

株式会社ホンダベルノ埼玉南 代表取締役 上田幸敏

ロ 敷地の位置

埼玉県飯能市大字中山字角廻前三百三十二番一外三筆

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十四年十二月二十日（木）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県飯能市大字双柳一番地の一

飯能市役所 本庁舎 別館 2階 会議室3

## 告 示

埼玉県告示第六百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I C T 推進担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成24年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

5 落札金額

151,678,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年 8 月 21 日

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字須加字六反 三八二一番三地先まで</p>	<p>行田市大字須加字小稻荷 三四九六番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三〇 一五・七〇</p>	<p>七・一九 七・二九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三一五・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>に伴う迂回道路</p>		<p>備 考</p> <p>県道仮廻し 独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工 事</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

路 線 名	足利邑楽行田線
供用開始の区間	行田市大字須加字小稲荷 三四九六番地先から 同市大字須加字六反 三八二一番三地先まで
供用開始の期日	平成二十四年十二月十一日
備 考	<p>県道仮廻し          独立行政法人水資源機構が行          う武蔵水路改築工事に伴う迂          回道路。          平成二十四年十二月十一日付          け埼玉県行田県土整備事務所          長告示第三十九号で告示した          道路区域の供用開始である。          延長三一五・五〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字荒木字根岸 四八九五番二地先まで</p>	<p>行田市大字荒木字根岸 四八四八番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・八二 一三・三八</p>	<p>七・一九 七・二四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二五・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>県道仮廻し 独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

路 線 名	足利邑楽行田線
供用開始の区間	行田市大字荒木字根岸 四八四八番二地先から 同市大字荒木字根岸 四八九五番二地先まで
供用開始の期日	平成二十四年十二月十一日
備 考	<p>県道仮廻し 独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う迂回道 路。</p> <p>平成二十四年十二月十一日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第四十一号で告示した道路区 域の供用開始である。</p> <p>延長二二五・二〇メートル</p>

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

さいたま栗橋線	路 線 名
久喜市樋ノ口字表五四五番一地先から 久喜市樋ノ口字内谷二七五番一地先まで	供 用 開 始 の 区 間
平成二十四年十二月十一日	供 用 開 始 の 期 日
平成二十一年二月二十日付杉整 第十四号で告示した道路区域の変 更の供用開始である。 延長 一三五・四四メートル	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十七日

指令川建セ第二四〇〇四九一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月四日

川建セ第二四 七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字岡谷七四三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷七二六番地一 サニーハイツB202

市村 真由美

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年十一月二十九日

指令川建セ第二四 二二一号

## 二 検査済証番号

平成二十四年十二月六日

川建セ第二四 七六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字鳴井七九五番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目一二番二号

市川 隆臣

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年五月十四日

指令川建セ第二四〇〇八〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年十二月六日

川建セ第二四〇〇七四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字雨ヶ谷戸一四四九番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市久下一丁目七一番地一 MSガーデン102

野方 孝典・野方 洋子

# 告示

埼玉県選管告示第八十三号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

選挙区名	日 時	場 所
第一区	平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分	埼玉県民健康センター大会議室B
第二区	平成二十四年十二月十八日 午後一時四十五分	
第三区	平成二十四年十二月十八日 午後二時	
第四区	平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分	
第五区	平成二十四年十二月十八日 午後一時四十五分	
第六区	平成二十四年十二月十八日 午後二時	
第七区	平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分	
第八区	平成二十四年十二月十八日 午後一時四十五分	
第九区	平成二十四年十二月十八日 午後二時	
第十区	平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分	
第十一区	平成二十四年十二月十八日 午後一時四十五分	
第十二区	平成二十四年十二月十八日 午後二時	
第十三区	平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分	
第十四区	平成二十四年十二月十八日 午後一時四十五分	
第十五区	平成二十四年十二月十八日 午後二時	

# 告 示

埼玉県選管告示第八十四号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

一 日時 平成二十四年十二月十八日 午後三時

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室B

# 告 示

埼玉県選管告示第八十五号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月十八日 午後三時

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室B

# 告 示

埼玉県衆議選第一区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区選挙長 滝 瀬 副 次

# 告 示

埼玉県衆議選第二区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区選挙長 滝 瀬 副 次

# 告 示

埼玉県衆議選第三区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区選挙長 滝 瀬 副 次

# 告 示

埼玉県衆議選第四区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区選挙長 石 田 昌 彰

# 告 示

埼玉県衆議選第五区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区選挙長 石 田 昌 彰

# 告 示

埼玉県衆議選第六区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区選挙長 石 田 昌 彰

# 告 示

埼玉県衆議選第七区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区選挙長 矢部 操

# 告 示

埼玉県衆議選第八区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区選挙長 矢部 操

# 告 示

埼玉県衆議選第九区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区選挙長 矢部 操

# 告 示

埼玉県衆議選第十区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区選挙長 山 本 晴 造

# 告 示

埼玉県衆議選第十一区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区選挙長 山 本 晴 造

# 告 示

埼玉県衆議選第十二区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区選挙長 山 本 晴 造

# 告 示

埼玉県衆議選第十三区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区選挙長 滝川 聡 史

# 告 示

埼玉県衆議選第十四区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区選挙長 滝川 聡 史

# 告 示

埼玉県衆議選第十五区告示第二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区選挙長 滝川 聡 史

# 告 示

埼玉県衆議選比例告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区埼玉県選挙分会長

滝瀬 副次

# 告 示

埼玉県国審査告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の  
参観人員を十人に制限する。

平成二十四年十二月十一日

最高裁判所裁判官国民審査埼玉県審査分会長 石 田 昌 彰

## 正 誤

埼玉県告示第六百六号（平成二十四年十一月三十日第二千四百四十六号）中訂  
正

行

十三行目の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供  
する。）